

大石市長に提言!!

花巻市まちづくり基本条例検討市民会議は、昨年12月の発足以来、20回にわたる全体会議を開催し、合わせて、条文策定グループ、PI活動グループ、起草委員会などの分科会も数回ずつ開催してきました。

市民会議では最初に、まちづくり基本条例（自治基本条例）の勉強から始め、花巻市の各種情報を共有し、市民の立場で、まちづくり基本条例に盛り込む内容の検討を積み重ねてきました。

また、条例検討にあたっては、市民会議内だけの



議論に終わらないように、「市民会議かわら版」を発行したり、中間報告をたたき台として市内四会場で「まちづくり基本条例を市民で考える会」を開催し、市民の方々の声も聞き、職員プロジェクトチームの意見も参考にしながら、花巻らしい条例の議論を深めてまいりました。

この提言内容をふまえ、さらに多くの意見を取り入れながら、花巻市にふさわしいまちづくり基本条例が制定されることを願います。

（提言書の内容はウラ面に記載）

確かな「基本条例」の誕生を!

市民会議・起草委員長 佐藤 建

7月の中間報告までは条文策定チームの、それ以降10月までは起草委員会のそれぞれのチームとして作業をしてまいりました。私達が念頭に置いたのは次の4点です。

①花巻特有の条文をつくる

花巻という言葉や秋田市や青森市と置き換えても通用する条文では花巻らしさがありません。私達は花巻らしさを最大限盛りこもうと考えました。

②先を読んだ条文をつくる

同じつくるなら将来を見通した内容にしたいと考えました。ところが、市の総合計画が完成したばかり

りでしたので、この条例はそれより先を見通した上位の内容を盛り込む必要がありました。

③市民サイドの感覚の条文をつくる

行政マンが先導すれば、確かにバランスの良い、しかも無難な条文となるでしょう。しかし、私達は散えて市民サイドの感覚を尊重したいと考えました。

④分りやすい条文をつくる

中学生ぐらいの子どもが読んで、理解し易い条文にするための努力をしました。

私は「提言書」が完成されたものとは思っておりません。各方面の意見を取り入れ、この先更に更に修正を加えて、花巻市に確かな「まちづくり基本条例」を誕生させたいものと願っております。

たくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。

まちづくり基本条例を市民で考える会

平成19年7月23日(月)～26日(木)

7月15日に大石市長へ中間報告した基本条例案を、市民の皆さんにお知らせしながら説明を加え一緒に考える機会を持つことができました。

市内四会場で開催したところ、たくさんの方々のご参加をいただき、いろいろなご質問、貴重なご提言があり、その後の市民会議の議論に反映されました。



▲大迫会場



▲東和会場



▲花巻会場



▲石鳥谷会場

(仮称)花巻市まちづくり基本条例制定までのスケジュール(案)

H19. 10	市民会議による提言	市民会議では、10/12に最終的な提言書を取りまとめ市長に提出しました。
11	策定委員会による検討	条例素案作成のために設置された策定委員会では、市民会議の提言内容と職員プロジェクトチームの意見をふまえ、素案を作成します(10/22に第1回を開催し、来年1月までに5回の開催を予定しています)。
	パブリックコメントシンポジウム 住民説明会	11/下旬～12/末まで条例素案を公表し、広く市民の皆さんからご意見をいただく機会(パブリックコメントの実施)を予定しています。 また、この期間中、まちづくり基本条例の必要性や内容等についてのシンポジウム(※)や条例素案に係る住民説明会の開催等を予定しています。
H20. 1	条例素案の提言	パブリックコメントの意見をふまえ、策定委員会としての最終的な条例素案を取りまとめ、市長に提言します。
	条例案の検討	策定委員会からの提言を基に、市としての条例案を作成し、市議会に提案されます。
3	市議会による検討 (条例の公布・施行)	市議会では、市長から提案された条例案について、様々な角度から慎重な審議を行います。
4		

※シンポジウムは、平成19年11月30日(金)午後6時30分～花巻市文化会館中ホールにおいて開催する予定です(入場無料)。詳しくは、広報はなまき11/15号でお知らせします。

(仮称)花巻市まちづくり基本条例 市民会議提言書の主な内容

前文

早池峰の風がおる恵まれた大自然の中で、花巻の先人たちは「結いの精神」によって心豊かな生活を営み、世界へ文化を発信してきました。

過去と未来のかけはしとしての私達は、花巻が50年後も100年後も豊かなまちであり続けるために、今、子どもたちと一緒に「イーハトーブはなまき」を目指します。生まれて良かったと誇れるまち、住んでみたいまちを創り、みんなが力を合わせて「理想郷」を創ります。

活力に溢れ、文化を発信し、しかも自然の中でやすらぎあるまち、一人ひとりが自分で考えて参画し、みんなの協働でつくりあげる自治のまちを実現するために、この条例を定めます。

【基本的な考え方】

前文では、花巻市の特性やまちのあるべき姿、参画と協働による市民自治の推進等を記述し、この条例が目指している理想を市民に分かりやすく訴えかけることを意図しています。

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 言葉の定義
- 第3条 条例の位置付け

【基本的な考え方】

第1章では、この条例全体に共通する総括的な定めとして、この条例の目的や基本的な用語、自治体の憲法ともいうべき最高規範としての位置付けについて規定しています。

なお、定義では「市民」と「住民」を区別し、この条例が市民一人一人にとって分かりやすいものとなるよう配慮しています。

第2章 まちづくりの基本理念

- 第4条 子ども
- 第5条 生存
- 第6条 文化

【基本的な考え方】

第2章では、まちのあるべき姿、50年後、100年後はこんなまちにしたいという市民、市議会、市共通の基本的な考え方について規定しています。

中間報告の時点では3つの章で構成されていましたが、出来る限り普遍的な内容に集約し1つの章として再構築しています。

第3章 まちづくりの基本原則

- 第7条 まちづくりの基本原則

【基本的な考え方】

第3章では、第2章の基本理念を実現するための方法として、参画と協働により市民自治を実現することを基本原則に規定しています。

第4章 市民の権利及び役割

- 第8条 市民の権利
- 第9条 市民の役割

【基本的な考え方】

第4章では、市民がまちづくりにおいて主体的に関わるために必要な権利と、まちづくりの主体であることを自覚し行動するべき役割について規定しています。

なお、第8条の「行政サービス」は、行政活動全般に係る内容を意味し、行政サービスを向上してほしいという市民の願いを込めたものです。

第5章 市議会等の役割と責務

- 第10条 市議会等役割と責務

【基本的な考え方】

第5章では、市民の代表機関としての役割を再確認するとともに政策提言・立案の規定を加えることで、議会の活性化を期待するものです。

第6章 市長等の役割と責務

- 第11条 市長等の役割と責務
- 第12条 市職員の役割と責務

【基本的な考え方】

第6章では、市長を含めた執行機関や市職員が、市民のための行政として公平・公正、迅速、効率的に職務を執行するとともに、まちづくりの専門職としての役割を規定しています。

第7章 参画と協働

- 第13条 参画及び協働の原則
- 第14条 参画・協働機会の保障

【基本的な考え方】

第7章では、市民、市議会、市が参画と協働の原則に基づき自治を推進し、その機会を市が保障することを規定しています。

なお、市民参画・協働の仕組みについては、市内部だけではなく議決を経た条例によるべきとの考えから、別に条例を定めることとしています。

第8章 コミュニティ

- 第15条 コミュニティ

【基本的な考え方】

第8章では、地縁型とテーマ型のコミュニティに対し、市民は積極的に関わりを持って地域の課題解決に努めるとともに、市議会や市はコミュニティの自主性・自立性を尊重することを規定しています。

第9章 市政運営の原則

- 第16条 総合計画
- 第17条 健全な財政運営
- 第18条 情報の公開
- 第19条 個人情報の保護
- 第20条 行政サービス
- 第21条 説明責任・応答責任
- 第22条 行政評価

【基本的な考え方】

第9章では、具体的な市政運営の基本的事項として、「総合計画」「財政運営」「情報公開」「個人情報の保護」「行政サービス」「説明・応答責任」「行政評価」を規定しています。

なお、第22条の「行政評価」を客観的に行うため、市民参画が必要と考えます。

第10章 住民投票

- 第23条 住民投票
- 第24条 請求等

【基本的な考え方】

第10章では、常設型の住民投票制度について規定しています。永住外国人を含めた18歳以上の住民の10分の1以上の連署のほか、市議会、市長それぞれに請求権を認め、必要な事項は別に条例を定めることとしています。

第11章 その他

- 第25条 他の自治体との連携
- 第26条 検証・見直し

【基本的な考え方】

第11章では、他の自治体との連携の必要性、条例に基づくまちづくりの検証、条例の実効性を確保するための見直しについて規定しています。

※提言書の内容は、花巻市のホームページ（協働のまちづくり）からご覧いただけます。

http://www.city.hanamaki.iwate.jp/machidukuri/machidukuri_top.html

市民会議では、市長への最終提言を終えておりますので、まちづくり基本条例に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

花巻市まちづくり基本条例検討市民会議事務局
花巻市地域振興部地域振興課内
TEL：0198-24-2111（代表）
内線 453・456
メールアドレス：chishin@city.hanamaki.iwate.jp